

住宅の新築や増改築などを検討されている方へ

ふくしまの未来を育む 森と住まいのポイント事業

最大30万円分相当の ポイントをプレゼント!

福島県産木材を使って住宅を建設(新築・増改築・購入)した方に、県の登録商品と交換できるポイント(1ポイント1円相当)を交付します。

1ポイント=1円

1ポイント1円相当で福島県産農林水産品や商品券と交換できます。

一般向け

20万ポイント

被災者・避難対象者向け

30万ポイント



交付条件

- ◎福島県内に自ら居住するための木造住宅であること。
- ◎施工業者の主たる営業所は福島県内にあること。
- ◎所定量の福島県産木材(柱・梁・土台等)を使用していること。
- ◎平成28年4月1日以降に完成している住宅であること。

申請期間

平成28年7月1日(金)～平成29年2月28日(火)
[先着順・最大200棟]

申請方法

◎所定の申請書を作成し、窓口へ提出してください。
ホームページから申請書類がダウンロードできます。

交換商品

- ◎県産品(農林水産品・加工食品・木材製品・工芸品・その他)
- ◎商品券(全国型・地域型)

詳しいポイントの交付条件や申請方法、交換商品については裏面をご覧ください >>>

ふくしまの未来を育む
森と住まいのポイント事業
問合せ・申請窓口

福島県木材協同組合連合会 〒960-8043 福島市中町5番18号 林業会館2F
FAX 024-521-1308/E-mail info@fmokuren.jp
☎024-523-3307 ※詳しくはホームページをご覧ください

～ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業は「福島県森林環境税」を財源に実施しています～

ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業

交付要件

- ◎福島県内に自ら居住するための木造住宅であること。
- ◎施工業者の主たる営業所は福島県内にあること。
- ◎平成28年4月1日以降に完成している住宅であること。
- ◎主要構造材(柱・梁・桁・土台)及び間柱※1において、右表に定める量以上の県産木材を使用している住宅であること。

※1) 厚さ27mm以上のものに限る。 ※2) 木杭を用いて地盤補強を行う場合は、木杭を含めることができる。

■住宅における県産木材の使用量の基準

延べ面積	使用する 県産木材の量
80㎡未満	4㎡
80㎡以上95㎡未満	5㎡
95㎡以上110㎡未満	6㎡
110㎡以上125㎡未満	7㎡
125㎡以上	8㎡

申請期間

平成28年7月1日(金)～平成29年2月28日(火)

ポイント発行申請は、木造住宅建設等完了後に受け付けます。
なお、予算がなくなり次第終了となります。

[先着順]
最大200棟

申請方法

- ◎所定の申請書を作成し、窓口へ提出してください。
▼以下の窓口へ郵送または持参により提出してください。

福島県木材協同組合連合会

E-mail:info@fmokuren.jp

〒960-8043 福島市中町5-18(林業会館2階)

電話 024-523-3307

申請用紙の入手方法

①ホームページからダウンロード

- ◎福島県木材協同組合連合会ホームページ……<http://www.fmokuren.jp/>
- ◎福島県土木部建築指導課ホームページ……福島県トップページから「ふくしまの未来を育むポイント」で検索。

②窓口でのお受け取り

下記問い合わせ窓口にてお受け取り可能です。

交換商品

◎県産品(農林水産品・加工食品・木材製品・工芸品・その他)

福島県産の米、野菜、肉、魚、麺類・菓子・飲料・酒類・調味料・家具・木工品・家電製品など

◎商品券(全国型・地域型)

日本全国で使用できる旅行券・お食事券・お花券・すし券・お米券・地域限定で使用できる商品券など
(商品券との交換は、交付ポイントの50%が上限となります。)

お問い合わせ窓口

◎福島県木材協同組合連合会……………電話 024-523-3307

◎福島県土木部建築指導課……………電話 024-521-7528

◎県の建設事務所……………(担当窓口は建築住宅課となります。)

[県北]024-521-9358 [県中]024-935-1463 [県南]0248-23-1636 [会津若松]0242-29-5461
[喜多方]0241-24-5727 [南会津]0241-62-5337 [相双]0244-26-1223 [いわき]0246-24-6134